平成２５年（フ）第４０１号
岡山市北区厚生町２丁目６番23号ルイシャトレ厚生町108、住民票上の住所岡山市北区厚生町２丁目６番23号ジュネス厚生町108
債務者　山口　晋作
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
釧路市材木町５番29号　下宿　アットホームワタナベ２　208号室
債務者　中山　京子（旧姓稲場）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６７号
釧路市桜ケ岡６丁目37番４号
債務者　坂下　和一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４０８号
岡山市北区菅野2867番地３
債務者　河田僚太良
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８０４号
千葉県市原市古市場349―17　仲居創方
債務者　岩下　啓二
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１３号
東京都八王子市上柚木３丁目16―２―402
債務者　上田　治郎
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８５２号
東京都足立区興野２丁目30―27―101
債務者　山名　　清
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５０５号
横浜市港南区野庭町709番地１　ハイツ正美Ａ棟201
債務者　前田　京子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８０号
愛知県岡崎市福寿町47番地１　柴田ハイツ11
債務者　西川久美男
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０７８０号
埼玉県所沢市美原町２丁目2939―４―201
債務者　加藤　憲良
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３３４５号
東京都江東区永代２丁目９番６号
破産者　東研エンジニヤリング株式会社
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４０２号
東京都江戸川区東葛西７丁目16―４―102
破産者　影山　隆之
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４０３号
東京都江戸川区西葛西３丁目16―20―707
破産者　門垣　一紀
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４５３号
東京都あきる野市戸倉155番地
破産者　株式会社あきる野ハウジング
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４５４号
東京都あきる野市上代継288―17
破産者　宮本　完二
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０８６号
東京都杉並区下井草３丁目４－３―302
破産者　江原　圭一
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４９７号
神奈川県川崎市麻生区岡上1458―６
破産者　白井　　深
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５８７号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―216
破産者　佐々木　勝
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部